

農業共済掛金国庫負担金

【50, 110 (50, 110) 百万円】

対策のポイント

共済掛金の一部を国庫が負担し、農家負担の軽減を図ることによって、農業共済への加入を促し、被災した加入者の損失を補填し、農業経営の安定を図ります。

<背景／課題>

- ・我が国の農業は、風水害、冷害等種々の農業災害にしばしば見舞われ、広い地域にわたり甚大な被害を受けやすいという宿命を有しています。
- ・このため、被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補填して農業経営の安定を図り、国民に対して食料を安定的に供給することは国の重大な責務です。
- ・農作物の被害率は、一般の損害保険における被害率に比べ極めて高いことから、掛金も高くなり、掛金の補助がないと加入できる農業者が限られるため、農業者の負担を軽減する観点から、農業者が支払う掛金の一部を国が負担しています。

政策目標

共済金の早期支払を通じた被災農業者の経営の安定を確保

<主な内容>

農業者が支払うべき共済掛金の約1／2を国庫が負担します。

	補助率：1／2
補助率1／2以外のもの	
農作物共済（麦）	：50～55%
家畜共済（豚）	：40%
畑作物共済（蚕繭以外）	：55%
事業実施主体	：農業共済団体等

[お問い合わせ先：経営局保険課（03-3502-7337）]